

栄養サポートチーム（NST）規約

（名称）

第1条 本チーム名は栄養サポートチーム（NST）と称する。

（目的）

第2条 栄養状態を判定し、その患者に最もふさわしい栄養管理を指導・提言することで、患者の治療、回復、退院及び社会復帰を図ることを目的とし、詳細は次の各号に掲げるものとする。

- ① 適切な栄養評価
- ② 栄養管理の指導・提言
- ③ 栄養管理に伴う合併症の予防・早期発見・治療
- ④ 資材・素材の省力化
- ⑤ 各医療チームとの相互協力
- ⑥ 病院スタッフへの知識の修得

（サテライトチームの設置）

第3条 栄養サポートチーム（NST）は第2条の目的を機能的に達成するため、病棟を分けてサテライトチームを設置する。

（活動内容）

第4条 活動内容は次の各号に掲げるものとする。

- ① サテライトチームは栄養評価、問題症例の抽出及び介入治療に努める
- ② サテライトチームの回診、ミーティングへの出席は、業務に支障が無い限り義務とする
- ③ 問題症例はNST介入症例とし、NST記録栄養治療実施計画兼治療実施報告書を作成して介入内容と介入記録を行なう
- ④ 栄養処方に関しては主治医に提言を行なう形でコンサルトし、栄養管理シートに記載する
- ⑤ NST活動の治療、教育及び経済の効果評価を行なう

（構成員とその役割）

第5条 構成員とその役割は次の各号に掲げるものとする。

- ① 医師
 - ・ NSTの最高責任者
 - ・ NSTの統括と方向性を指示する
 - ・ 医師、コメディカルスタッフ、各委員会及び院外とのコーディネーターに努める
 - ・ NST活動の評価を行なう
- ② 管理栄養士
 - ・ 栄養評価を行なう
 - ・ 病棟回診に参加する
 - ・ 栄養療法の提言や問題点抽出を行なう
 - ・ 患者や家族への食事指導を行なう

- ・栄養療法製剤の情報提供を行なう
 - ・新しい知識の修得と啓発に努める
- ③ 薬剤師
- ・問題症例の抽出や回診での症例提示を行なう
 - ・病棟回診に参加する
 - ・輸液療法の選択や調剤の指導・助言を行なう
 - ・患者や家族への服薬指導を行なう
 - ・栄養療法関連製剤の情報提供を行なう
 - ・新しい知識の修得と啓発に努める
- ④ 看護師
- ・栄養障害の有無や程度の判定を行なう
 - ・問題症例の抽出や提示を行なう
 - ・症例の病状観察並びに経過観察を行なう
 - ・適切な栄養管理が行なわれているかチェックする
 - ・病棟における栄養管理手技の是正・指導を行なう
 - ・栄養管理介入症例に対し、医師に助言・提言を行なう
 - ・新しい知識や技術の修得と紹介に努める
- ⑤ 臨床検査技師
- ・検査において問題症例の抽出を行なう
 - ・問題症例の適切な検査・検査内容について助言する
 - ・栄養評価に関する検査の情報提供を行なう
 - ・新しい知識の修得と啓発に努める
- ⑥ 言語聴覚士
- ・摂食・嚥下機能評価を行ない、訓練を実施する
 - ・病棟回診に参加する
 - ・新しい知識の修得と啓発に努める
- ⑦ 理学療法士・作業療法士
- ・問題症例の抽出を行なう
 - ・リハビリ情報を提供する
 - ・問題症例におけるリハビリについて助言を行なう
- ⑧ 医事課員
- ・NSTの経済効果について調査する
 - ・省力化やコストダウン等について提言・助言を行なう（任期）
- ⑨ 歯科医師、歯科衛生士（院外スタッフ）
- ・口腔ケアや摂食嚥下強化に関する情報提供（義歯調整・口腔ケア・食形態の提案）
 - ・言語聴覚士が介入する場合の食形態の提案は、言語聴覚士への情報提供に限る
 - ・病棟回診の参加

2 前項の⑤から⑨の構成員は、任意参加とする。

(任期)

第6条 構成員の任期は1年間とする。但し再任は妨げない。

(任命)

第7条 選定は各所属長に一任し、会議の承認を得る。

(回診)

第8条 毎週木曜日病棟回診を行なう。

(ミーティング)

第9条 毎月第2木曜日に症例検討会と勉強会を行なう。

本規定は平成19年4月1日から実施する。

本規定は平成21年6月2日から一部改定する。

本規定は平成26年7月1日から一部改定する。

本規定は平成27年10月20日から一部改定する。